

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、また、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年1月1日 ～ 令和 7年12月31日までの 2年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員：取得率を 10%以上にする

女性社員：取得率を 100%以上にする

<対策>

- 令和 6年 1月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和 6年 1月～ 育児休業期間中、5日間を有給とする制度を導入する
- 令和 6年 2月～ 社員周知のため研修会を実施し、対象社員へは取得促進の働きかけを行う

目標 2：若年者や地域住民を対象とした見学会・インターンシップ等を開催し、次世代育成支援対策に貢献する。

<対策>

- 令和 6年 1月～ 受け入れ体制について検討開始
また、埼玉県環境学習応援隊(登録済)で出前授業などの申込みを常時受付する
- 令和 6年 2月～ 受け入れを行う現場や部署への説明及び体制作り
- 令和 6年 3月～ 関係行政機関、学校等と連携
- 令和 6年 4月～ 社員への周知及び SNS やホームページで周知
- 令和 6年 5月～ 見学会・インターンシップ等の受け入れ開始

目標 3：フルタイム労働者の各月平均の法定時間外・法定休日労働時間を
45 時間未満とする。
労働者毎の月平均の法定時間外労働を 60 時間未満とする。

- 令和 6年 1月～ 法定時間外労働・法定休日労働の原因を分析する
- 令和 6年 1月～ 各部署毎に原因の解決策を検証・実施し、時間外労働・
法定休日労働の多い社員に個別に働きかけを行う
- 令和 6年 1月～ ノー残業デーを実施し、掲示板やメールにより社員に周知する

目標 4：小学校就学前の子を持つ社員が希望する場合に、短時間労働制度を
利用しやすい環境を作る。

- 令和 6年 1月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和 6年 1月～ 制度導入
短時間勤務が可能である旨を社員に周知する